堺泉北港の港湾広域防災区域の範囲変更について

近畿地方整備局

国土交通省告示第五百八十二号において堺泉北港の港湾広域防災区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の二第一項）が変更されました。

これを受けて、変更された港湾広域防災区域の範囲を示す詳細図を近畿地方整備局港湾空港部近畿圏臨海防災センターにおいて縦覧します。

1．期間
令和8年4月27日～令和8年5月18日まで
土曜、日曜及び祝日を除く9:30～17:00まで

2．場所
近畿地方整備局港湾空港部
　近畿圏臨海防災センター
　大阪府堺市堺区匠町3-2

3．アクセス
https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kinki_rinkai_bousai_center/kinki_rinkai_bousai_center_acces/